

○財務省告示第七十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年四月十六日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年五月十一日

財務大臣 安住 淳

一	名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第三百十五回）
二	発行の根拠の法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）の競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）の競争入札発行方法
三	振替法の適用等	
四	発行方法	

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

競争市場も参加者にと発行者・第Ⅱ非価格競争
入札発行者・第Ⅱ非価格競争
「と」。)
るも参加者にと発行者・第Ⅱ非価格競争
参加者にと発行者・第Ⅱ非価格競争
て、財務大臣が各国債市場特別
した後に「行われる入札であつ
び価格競争入札の募入の決定を
価格競争入札発行者・第Ⅱ非
「国債市場特別参加者・第Ⅱ非
を定めるものによる発行者・第Ⅱ非
場特別参加者にと発行者・第Ⅱ非
であつて、財務大臣が各国債市場
競争入札と同時に行われる入札

ハ ロ

非 競 争 入
札 格 競
発 競 争
行 争 入

各申込みのうちの応募額を順次高い
も申込みのうちの応募額を順次高い
当てる。その応募額を順次高い
各申し込みの応募額を案分により
割り当てると、各
各債市場特別参加者との
募限度額を割りにおいて各
応募額の範囲を割りにおいて各
応募額の範囲を割りにおいて各
応募額の範囲を割りにおいて各

六

イ

発

入 価 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
札 格 第 参 市 及 入 価 別 債 発 競
発 競 Ⅱ 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
行 争 非 者 特 国 発 競 Ⅰ 加 場 入

額
面
金
額
で
二
兆
五
千
八
十
七
億
円

七		二		八		ロ		入											
札	非	入	価	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入	
発	競	札	格	入	札	入	札	第	債	入	札	入	札	第	債	発	競	札	
行	争	発	競	札	入	札	第	第	市	入	札	入	第	第	市	行	争	発	
行	入	行	争	額	発	発	I	加	場	発	発	発	I	加	場	入	入	行	
円	十	五	二		で	た	条	特	十	で	た	条	特	十	で	た	条	特	億
	二	万	兆		千	利	第	別	二	千	利	第	別	十	千	利	第	別	四
	億	五	千		百	付	一	会	億	八	付	一	会	二	付	一	会	計	千
	二	千	千		七	国	項	計	七	百	国	項	計	七	百	国	項	計	七
	千	円	七		十	債	の	規	六	十	債	の	規	六	十	債	の	規	六
	九		十		億	に	定	す	万	一	に	定	す	万	一	に	定	す	十
	百		億		円	て	基	法	円	億	て	基	法	円	億	て	基	法	十
	十		千			、	づ	第	、	円	、	づ	第	、	円	、	づ	第	、
	八		五		額	面	発	行	額	円	額	面	発	行	額	円	額	面	発
	万		百		金	行	し	十	金	円	金	行	し	十	金	円	金	行	し
	千		四		額	し	六	規	額	円	額	面	発	行	額	円	額	面	発
	八		十		額	し	六	規	額	円	額	面	発	行	額	円	額	面	発
	百				額	し	六	規	額	円	額	面	発	行	額	円	額	面	発

の 経 利 入 価 ・
払 過 札 格 第
込 利 発 競 II
み 子 率 行 争 非

(一) 年 ○ ・ 一 パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
式により算出した金額を次の算
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に

初 期 利 子

係る所得税が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録されるもの
座に記載又は記録されるもの
に、ついで、前記(一)の算式に
より算出した金額から当該金額
額に百分の二十を乗じた金額
(一) おいて、当該国債を発行時
に、又は外国取得者が非居住
者、又は前記(一)の算式による
は、た、金額に(一)の算式によ
し、た、金額に(一)の算式によ
外、た、金額に(一)の算式によ
税、た、金額に(一)の算式によ
除、た、金額に(一)の算式によ
平、た、金額に(一)の算式によ
期、た、金額に(一)の算式によ
た、金額に(一)の算式によ
期、た、金額に(一)の算式によ
は、た、金額に(一)の算式によ
下、た、金額に(一)の算式によ
規、た、金額に(一)の算式によ

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十四年四月十六日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額に付き	平成二十六年四月十五日	利子を払う。前六月間に属する
					て、その日以、各支払期間に属する
					を、支払日以前、各支払期間におい
					毎、年四月十五日及び十月十五日